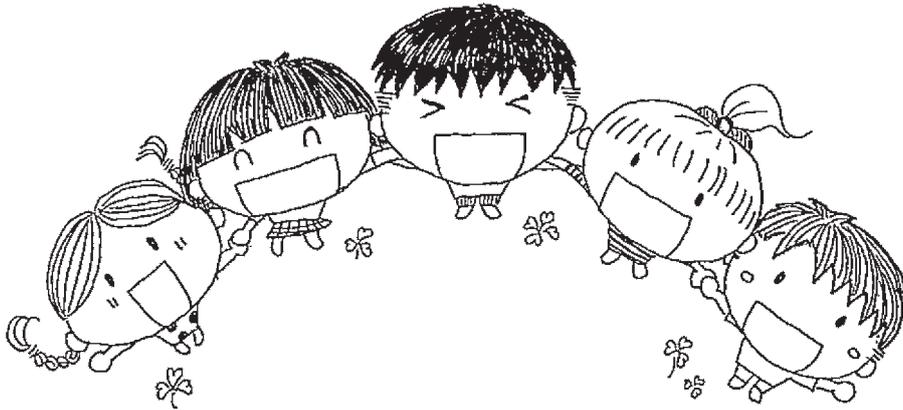


ほいく

# かがやき

鳥取市保育基本方針



鳥取市

# 目 次

## I. 鳥取市保育基本方針

はじめに .....	1
1 保育の基本 .....	3
2 保育目標 .....	3
3 保育の方法・保育者としての姿勢 .....	4
4 保育の環境 .....	5
5 保育園・認定こども園としての子育て支援 .....	5
6 保育園・幼稚園・認定こども園と小学校との連携・接続 .....	7

## II. 資料編

子どもの権利条約（第1部） .....	9
全国保育士会倫理綱領 .....	20



# 鳥取市保育基本方針

## はじめに

1994年4月23日我が国でも子どもの権利条約が批准され、文字通り「子どもが子どもらしく生きること」を権利として認めていくことの大切さが確認されました。

また、全国社会福祉協議会、全国保育協議会、全国保育士会が作成した「全国保育士会倫理綱領」はそうした認識に基づいて「発達保障」の視点を堅持しながら「子どもの最善の利益を優先していくこと」を取り組みの原則として保護者・地域等とも連携しながら保育士自身も成長していく姿が示されています。

よって、今後の鳥取市の保育はこのような子ども観・発達観・保育観に依拠していきながら「自らの可能性を開花させていく」子ども達の日々の姿・営みを何よりも大切な宝として、そだて・はぐくみ・導き・見守りながら創造していく実践として考えていきます。

鳥取市の保育園では、乳幼児期の子どもは、それ自体人生の最初の段階として「今、ここにある生活」を生きていると捉え「ここにある生活」を生きるとは、子どもの未来の人生を準備している大切な時期と考えています。

子どもの「あるがまま」を受容的に捉え「今」を共に生きることの充実感を保育園から発信していきたいと考えます。

保育所保育指針は、平成20年に厚生労働大臣の告示となり、保育の内容に係わる基本原則が示されました。前回の改定から現在までの社会情勢の変化がある中で、子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」の施行がされるなど保育をめぐる状況は大きく変化しています。

今回改定された保育所保育指針で、はじめて保育所も幼児教育施設の1つとして、幼稚園、幼保連携型認定こども園と同じように「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」という目標が新たに設定され、その姿に向けて、丁寧に資質・能力を育てていくことが求められます。

保育所保育指針と同時に幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改定されたことを考慮し、鳥取市の保育基本方針『ほいく かがやき』を一部改定しました。

### 『子ども』 とは

子どもとは、これまでおとなの立場からおとなの言葉で語られてきました。

そのため子どもはおとなから知識、態度、社会性、体力等未成熟な部分を差し引いた存在として捉えられる場面が多く、子どもの豊かな感性が正当に評価されなかったり、子どもの「今」を大切にする取り組みが疎かにされたりすることがありました。子どもは、おとなと同じように「今」の時代を生き「今」を感じて生きています。

子どもは、自分自身の関心、興味、考え方を持っており、家庭、地域、社会において主人公として尊重されることを期待しています。そのためには、心身の健康、情緒の安定、仲間あそび、探索、学習のための時間と空間と仲間が必要です。これらが満たされることは、心理的にも社会的にも、well-being（よりよく生きる）よい状態で生きることです。

### 『発達』 とは

発達とは、発達主体（子ども）の自己運動として展開される過程であり、人間的な発達は決して強制や放任の中から生まれるものではありません。子どもの育ちについてはいまだ未解明な部分が多く、発達段階と人間関係の深まりに保障された実践的検証が求められるところです。その意味で保育はまさに人間科学と創造力あふれる実践に支えられた取り組みといえます。

### 『保育』 とは

保育とは、「養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成するところに保育所における保育の特性がある。」と国の保育所保育指針に明言されています。

保育においては、生存のための養護機能と発達のための教育機能が統合され、養護と教育の各々の機能を子どもの発達や課題に合わせて自由に実践的な組み替えを行っていくことが求められています。

保育は子どもの本質を導き出すための創造的・挑戦的な営みであり、自由な発想と丁寧な関わり、そして子どもを尊重していくたゆまぬ姿勢こそ常に問われていくのです。

鳥取市では「子どもの権利条約」「全国保育士会倫理綱領」等に基づき子ども・発達・保育について上記の捉え方をしていきます。

# 鳥取市の保育指針

「ひかり、かがやく鳥取の子どもたち！」

～笑顔 いっぱい 未来にむかって～

## 1 保育の基本

保育の基本は、保育者と子どもの信頼関係を基盤にして地域や家庭と連携しながら、子どもが心身ともに健康で情緒が安定する環境を整え、文化性と個性にあふれる自分らしさと潜在能力を発揮できるようにしていくことです。

子どもの成長・発達に必要なあそび、様々な人や出来事に向き合う経験及び挑戦する意欲を大切にすることにより「生きる力」を育んでいきます。

## 2 保育目標

今をよりよく生きることは、未来の人生を豊かにすることと考えています。保育者は、一人一人の子どもが持つ主体性・創造性を土台に、子どもの可能性が展開されていく過程を見守り、共感し、感動しながらより豊かな人間性へと育てていくことを目標とします。

発達の過程において

- ・ たくましく生きるための基本的な生活習慣を身に付け、すすんで体を動かし健やかに成長すること。
- ・ 人を思いやり様々に関わりながら生活できるようになり、社会性を身につけていくこと。
- ・ 集団・社会生活を過ごす中で自己の内面的世界を構築し自己実現への歩みを少しずつ踏み出していくこと。

これらを可能とするのは人や物すべてを含めた豊かな環境です。

そこで鳥取市では人間づくりの基礎である大切なこの乳幼児期における保育について、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき以下のような保育目標を設定します。

- ① 健康的で安全・安心な環境を整え、くつろいだ雰囲気の中で充実した生活

を送ることができるようにすること。

- ② 保護者の思いを受け止め、子どもと保育者（親）との情緒的な強い愛着が形成できるように配慮し、他者への信頼感と自己肯定感を育てること。
- ③ 子どもの個性と育ちつつある力を尊重し、心身の健康と自然や社会への興味と関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。その子の持っている潜在的な能力を自ら発揮することができるようにすること。
- ④ 子どもたちの間に自分たちなりの大切な関係をつくりあげること。その関係の中で、子どもたちは、相互の行動について話し合い、譲り合い、問題を解決し、約束事を守り、責任を引き受ける経験を大切にすること。
- ⑤ 子どもが自由に自分の思いを表し、その思いを考慮することで、子どもが自分の気持ちや考え及び願いを選び取り、伝えることができるようにすること。

### 3 保育の方法・保育者としての姿勢

子どもに及ぼす影響が大きい保育者の姿勢や配慮したい内容と、子ども一人一人が安定して生活することができるようにしていくために、次のような点に配慮をします。

- ① 一人一人の子どもの置かれている状況及び家庭、地域社会における生活の実態把握をするとともに、子どもを温かく受容し、子どもが安心感と信頼感を持って行動できるようにすること。
- ② 生活の中で、子どものしぐさや表情や言葉などによる要求を読み取り、受容・共感しながら子どもとの応答的関係をつくり、子どもの育ちを促していくこと。
- ③ 子どもの発達について理解し、特性に応じた発達の課題に配慮した保育を実施すること。
- ④ 子どもの主体的活動を重視し、あそびを通して総合的に保育を行うこと。
- ⑤ 楽しく食べる体験を通して子どもの食への関心を育むこと。
- ⑥ 体調不良、食物アレルギー、障がいのある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態に応じ、専門性を生かした対応を図ること。
- ⑦ 園での取り組みや成果を積極的に保護者や地域へ情報提供をすること。

- ⑧ 仕事上知り得た個人情報、正当な理由なく、漏らすことがないようにすること。
- ⑨ 保育園に求められる質の高い保育や入所児童の多様な保育ニーズへの対応と支援をしていくために研修の意義や必要性について共通理解をすることともに、すすんで自己研鑽に努め、資質・指導力の向上を図ること。

## 4 保育の環境

子どもが育つ環境は、人・物・場が相互に関連し合って作り出されていると考えます。

健康な心身の発達を図っていく上で、子どもの育つ環境は大きな影響力を持ちます。生活が安心・安定し、活動が豊かなものとなるように、十分に配慮し次のように環境を整えます。

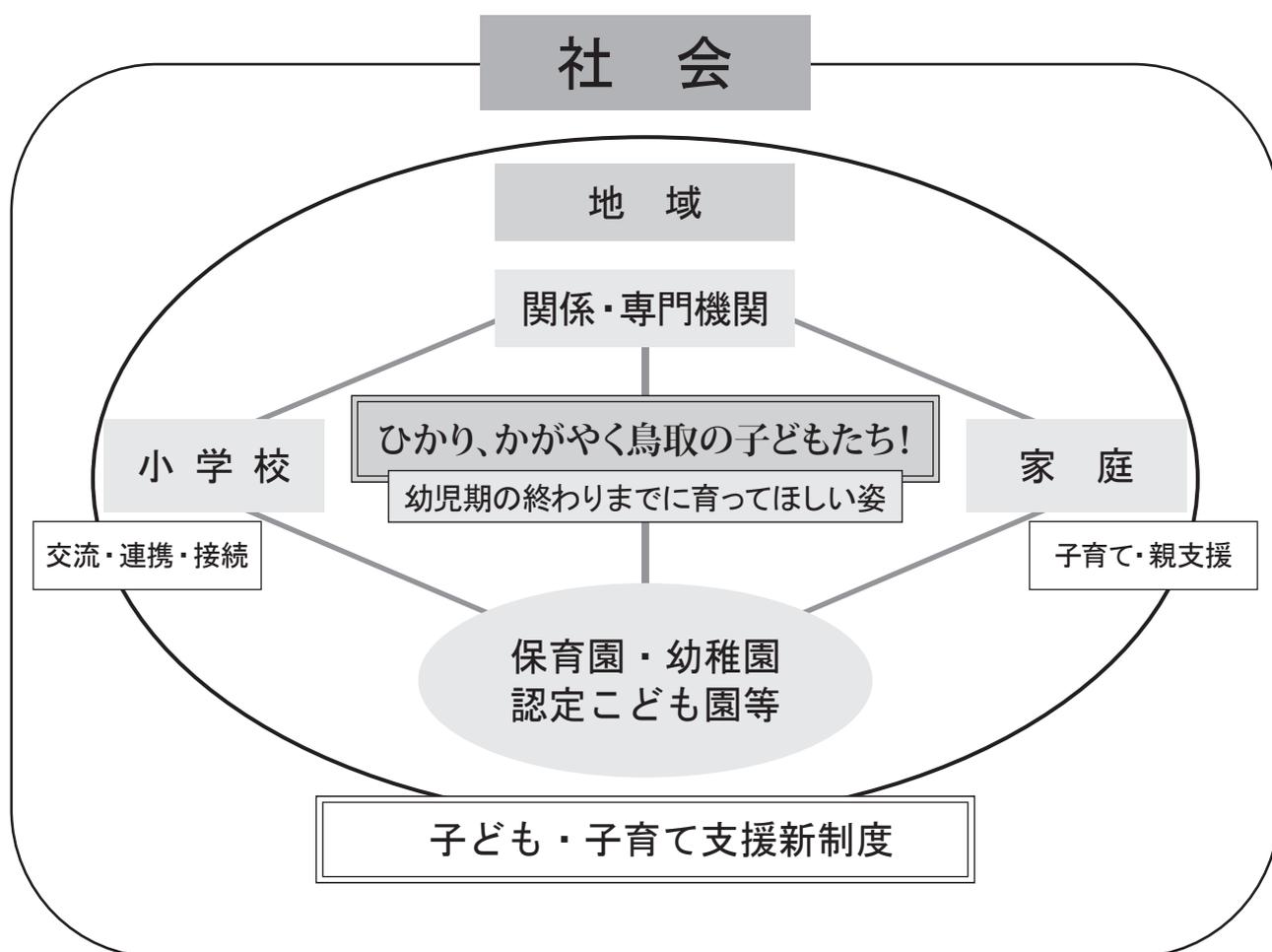
- ① 安全・安心で健康的な環境を整えること。
- ② ゆったりとした温かい雰囲気の中で一人一人の要求や思いが、十分表現できる環境を整えること。
- ③ 子どもの年齢、発達、特性、時期に応じた環境を意図的に構成し日々見直し工夫すること。
- ④ 子ども自らが、興味や探索意欲などを十分に満足することができる環境を整えること。
- ⑤ 調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。
- ⑥ 災害や事故の発生に備え、安全な保育環境の確保をすること。

## 5 保育園・認定こども園としての子育て支援

子育て・子育てがしにくい状況の中、従来の支援サービス（仕事と子育ての両立支援）にとどまらず、家庭や地域の子育て力の向上に向けて、次世代を担う子どもたちの育ちを社会全体で支援していくことが大切です。保育園では、保育者の主体的な子育てや子どもの育ちに対して、保育園が持っている情報や機能を活かして次のように支援します。

- ① 子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動することにより、健全な心身の発達を図ること。

- ② 子ども、保護者、家庭の実態を十分に把握し理解した上で保護者とともに子育てをし、保護者が子育てに喜びや自信がもてるように支援すること。
- ③ 発達課題を保護者と共有し、疑問や悩みに応えていながら地域の関連機関と連携を図ること。



## 6 保育園・幼稚園・認定こども園と小学校との連携・接続

保育園、幼稚園、認定こども園等の中で、子どもの発達の課題や情報の共有と相互理解が十分であるとはいえない状況があります。

また、あそびや生活を中心とする就学前教育から教科等の学習を中心とする小学校教育へ移行する時に、子どもは戸惑いや不安を感じるといわれています。

したがって保育園、幼稚園、認定こども園等の連携はもとより就学前教育と小学校教育の相互の保育、教育について理解を深めるとともに、連携を図り円滑な接続を図ることが必要です。

- ① 保育士、幼稚園教諭、保育教諭との交流を通して、保育園、幼稚園、認定こども園等との相互理解を図ること。
  - ・ 小学校入学前の子どもたちの保育、教育を担っているという共通点のもとに、地域の実情に応じて保育園、幼稚園、認定こども園等の保育・幼児教育内容の充実を図ることや相互理解と課題の共有化を図ること。
  - ・ 相互の環境や保育・幼児教育の実践を学び合い、子どもの発達支援のめやすの共有化を図ること。
- ② 保育園、幼稚園、認定こども園等と小学校で発達や生活の中の学びの連続性を踏まえ、※「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有化して連携を深めること。
  - ・ 各々の発達段階に求められる育ちを確認しながら、子どもの経験や生活の学びを小学校へどのようにつなげていくか相互理解を図ること。
  - ・ 保育士・幼稚園教諭・保育教諭・教職員同士が十分意見交換するなど、課題や情報を共有するように努めること。
  - ・ 幼児と児童の豊かな体験につながる日常的・継続的な交流活動の促進を図ること。

※「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」とは、到達すべき目標ではなく、保育・教育全体を通して資質・能力が育まれている子どもの卒園を迎える時期の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮するものである。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この鳥取市保育基本方針は、平成19年3月15日から施行する。  
(鳥取市同和保育基本方針及び鳥取市同和保育実施要綱の廃止)
- 2 「鳥取市同和保育基本方針」及び「鳥取市同和保育実施要綱」は廃止する。

(施行期日)

- 1 この鳥取市保育基本方針は、平成30年4月1日から施行する。

## 子どもの権利条約（第1部）

### 第1条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

### 第2条

1. 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
2. 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適切な措置をとる。

### 第3条

1. 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公約若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
2. 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適切な立法上及び行政上の措置をとる。
3. 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

### 第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適切な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

### 第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適切な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

### 第6条

1. 締約国は、すべての児童が生命に対する国有の権利を有することを認める。
2. 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

#### 第7条

1. 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつ父母によって養育される権利を有する。
2. 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

#### 第8条

1. 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。
2. 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

#### 第9条

1. 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続きに従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場において必要となることがある。
2. すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続きにおいても、その手続きに参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。
3. 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。
4. 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

#### 第10条

1. 前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。
2. 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及び

その父母がいずれの国（自国を含む。）からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

#### 第 11 条

1. 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。
2. このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

#### 第 12 条

1. 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
2. このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続きにおいて、国内法の手続き規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

#### 第 13 条

1. 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
2. 1 の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目標のために必要とされるものに限る。
  - a. 他の者の権利又は信用の尊重
  - b. 国の安全、公の秩序は公衆の健康若しくは道徳の保護

#### 第 14 条

1. 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
2. 締約国は、児童が 1 の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
3. 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

#### 第 15 条

1. 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。
2. 1 の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しく

は公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

#### 第 16 条

1. いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
2. 児童は、1 の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

#### 第 17 条

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目標とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

- a. 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第 29 条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。
- b. 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。
- c. 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。
- d. 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。
- e. 第 13 条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

#### 第 18 条

1. 締約国、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
2. 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
3. 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第 19 条

1. 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

2. 1 の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続き並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続きを含むものとする。

#### 第20条

1. 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
2. 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。
3. 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカファーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への收容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的な背景について、十分な考慮を払うものとする。

#### 第21条

養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、また、

- a. 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律及び手続きに従い、かつ、信頼し得るすべての関連情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上での同意を与えていることを認定する。
- b. 児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができることを認める。
- c. 国際的な養子縁組が行われる児童が国内における養子縁組の場合における保護及び基準と同等のものを享受することを確保する。
- d. 国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすことがないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- e. 適当な場合には、二国間又は多数国間の取極又は協定を締結することによりこの条の目的を促進し、及びこの枠組みの範囲内で他国における児童の養子縁組が権限のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努める。

#### 第22条

1. 締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用のある国際法及び国際的な手続き若しくは国内法及び国内的な手続きに基づき難民と認められている児童が、父母又は他の者に付き添われているかいないかを問わず、こ

の条約及び自国が締約国となっている人権又は人道に関する他の国際文書に定める権利であって適用のあるものの享受に当たり、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとる。

2. このため、締約国は、適当と認める場合には、1 の児童を保護し及び援助するため、並びに難民の児童の家族との再統合に必要な情報を得ることを目的としてその難民の児童の父母又は家族の他の構成員を捜すため、国際連合及びこれと協力する他の権限のある政府間機関又は関係非政府機関による努力に協力する。その難民の児童は、父母又は家族の他の構成員が発見されない場合には、何らかの理由により恒久的又は一時的にその家庭環境を奪われた他の児童と同様にこの条約に定める保護が与えられる。

#### 第 23 条

1. 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を安易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
2. 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
3. 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2 つの規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
4. 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保護並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

#### 第 24 条

1. 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
2. 締約国は、1 の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
  - a. 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
  - b. 基礎的な保護の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
  - c. 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に安易に利用可能な技術の適用により並

- びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。
- d. 母親のための産前産後の適当な保護を確保すること。
  - e. 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
  - f. 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
3. 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。
  4. 締約国は、この条件において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

#### 第 25 条

締約国は、児童の身体又は精神の養護、保護又は治療を目的として権限のある当局によって收容された児童に対する処遇及びその收容に関連する他のすべての状況に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める。

#### 第 26 条

1. 締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受け権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。
2. 1 の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

#### 第 27 条

1. 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相応な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。
2. 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。
3. 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1 の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。
4. 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

## 第 28 条

1. 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
  - a. 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
  - b. 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励しすべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
  - c. すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
  - d. すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
  - e. 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
2. 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
3. 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しでは、特に、開発途上国の必要を考慮する。

## 第 29 条

1. 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
  - a. 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
  - b. 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
  - c. 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
  - d. すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者との間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
  - e. 自然環境の尊重を育成すること。
2. この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設定し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1 に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

## 第 30 条

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

#### 第 31 条

1. 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
2. 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

#### 第 32 条

1. 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。
2. 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、
  - a. 雇用が認められるための 1 又は 2 以上の最低年齢を定める。
  - b. 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
  - c. この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

#### 第 33 条

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をすべての適当な措置をとる。

#### 第 34 条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- a. 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- b. 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- c. わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

#### 第 35 条

締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売春又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

#### 第 36 条

締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する。

#### 第 37 条

締約国は、次のことを確保する。

- a. いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、18歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。
- b. いかなる児童も、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。
- c. 自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されることがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。
- d. 自由を奪われたすべての児童は、弁護人その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてその自由の剥奪の合法性を争い並びにこれについての決定を速やかに受ける権利を有すること。

#### 第38条

1. 締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。
2. 締約国は、15歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。
3. 締約国は、15歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15歳以上18歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長を優先させるよう努める。
4. 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

#### 第39条

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

#### 第40条

1. 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことがなるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。
2. このため、締約国は、国際文書の関連する規定を考慮して、特に次のことを確保する。

- a. いかなる児童も、実行の時に国内法又は国際法により禁じられていなかった作為又は不作為を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されないこと。
  - b. 刑法を犯したと申し立てられ又は訴追されたすべての児童は、少なくとも次の保障を受けること。
    - i. 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定されること。
    - ii. 速やかにかつ直接に、また、適当な場合には当該児童の父母、又は法定保護者を通じてその罪を告げられること並びに防御の準備及び申し立てにおいて弁護士その他適当な援助を行う者を持つこと。
    - iii. 事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な心理において、弁護士その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会いの下に遅滞なく決定されること。
    - iv. 供述又は有罪の自由を強要されないこと。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに対等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。
    - v. 刑法を犯したと認められた場合には、その認定及びその結果科せられた措置について、法律に基づき、上級の、権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。
    - vi. 使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。
    - vii. 手続きのすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。
3. 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続きの制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。
- a. その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定すること。
  - b. 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件として、司法上の手続きに訴えることなく当該児童を取り扱う措置をとること。
4. 児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われることを確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育及び職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種々の処置が利用し得るものとする。

#### 第41条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- a. 締約国の法律
- b. 締約国について効力を有する国際法  
(42条から54条まで省略)

## 全国保育士会倫理綱領

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。

私たちは、子どもが現在(いま)を幸せに生活し、未来(あす)を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。

(子どもの最善の利益の尊重)

1. 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

(子どもの発達保障)

2. 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

(保護者との協力)

3. 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

(プライバシーの保護)

4. 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

(チームワークと自己評価)

5. 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

(利用者の代弁)

6. 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。

また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

(地域の子育て支援)

7. 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子供を育てる環境づくりに努めます。

(専門職としての責務)

8. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会  
全国保育士会

ほいく『かがやき』  
—鳥取市保育基本方針—

編集・発行 鳥取市健康こども部こども家庭課  
〒684-0845 鳥取市富安2丁目138番地4  
TEL(0857)-20-3462 FAX(0857)20-3405  
E-mail:kodomo-katei@city.tottori.lg.jp

発行日 平成19年3月(初版) 平成30年3月(一部改訂)